

**相続人代表者指定届  
兼固定資産現所有者申告書**

豊見城市長 殿

【 申 請 人 】

住所

フリガナ

氏 名

印

連絡先

次のとおり、地方税法第9条の2第1項の規定による相続人代表者を届け出ます。また、豊見城市税条例第74条の3に基づき地方税法第384条の3の規定による固定資産税に係る現所有者を次のとおり申告いたします。(根拠条文等は裏面を参照)

なお、今後この届出及び申告内容について当事者間の問題が生じた場合は当方にて解決し貴市には一切迷惑はかけません。

(被相続人)	住 所		宛名番号
	フリガナ		死亡年月日
	氏 名		年 月 日

(現所有者代表)	住 所		宛名番号
	フリガナ		電話番号 - -
	氏 名	印	被相続人からみた続柄
	生年月日		

(代表以外の相続人全員を記載)	氏 名	住 所	被相続人からみた続柄
	フリガナ		
	フリガナ		
	フリガナ		
	フリガナ		
	フリガナ		

相続登記の状況

1. 登記完了

2. 登記予定(

年

月頃)

3. 未定

(注) ・代表以外の現所有者の欄が足りない場合は同申告書をもう一枚ご利用ください。また、任意の用紙(A4サイズ)に記入し添付しても構いません。

・本申告書は相続登記を終えるまでの間、上記(現所有者)相続人等を納税義務者として課税台帳に登録するためのもので、不動産の権利関係を定めるものではありません。

・相続放棄した方がいる場合、家庭裁判所が発行する「相続放棄受理通知書」の写しを添付ください。

共有資産 有 ・ 無  
市・県民税(住民税) 有 ・ 無  
軽自動車税 有 ・ 無  
口座設定 有 ・ 無

決 裁	課 長	班 長	資産税班員	市民税班確認	納税課確認

## 豊見城市税条例

(現所有者の申告)

第74条の3 現所有者(法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。)は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係)
- (2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名
- (3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

(固定資産に係る不申告に関する過料)

第75条 固定資産の所有者(法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。)が第74条若しくは法第383条の規定により、又は現所有者が前条の規定により申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書の指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

## 地方税法

(相続人からの徴収の手続)

第九条の二 納税者又は特別徴収義務者(以下本章(第十三条を除く。)においては、第十一条第一項に規定する第二次納税義務者及び第十六条第一項第六号に規定する保証人を含むものとする。)につき相続があつた場合において、その相続人が二人以上あるときは、これらの相続人は、そのうちから被相続人の地方団体の徴収金の賦課徴収(滞納処分を除く。)及び還付に関する書類を受領する代表者を指定することができる。この場合において、その指定をした相続人は、その旨を地方団体の長に届け出なければならない。

第三百八十四条の三 市町村長は、その市町村内の土地又は家屋について、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該土地又は家屋を所有している者(以下この条及び第三百八十六条において「現所有者」という。)に、当該市町村の条例で定めるところにより、現所有者であることを知った日の翌日から三月を経過した日以後の日までに、当該現所有者の住所及び氏名又は名称その他固定資産税の賦課徴収に関し必要な事項を申告させることができる。